別添1

提案書作成上の注意

１．提案書は、次頁以下の記載例に従って記入してください。

２．用紙は、Ａ４版を利用し、左とじにしてください。

３．提案書は、１２部（正１部、副１１部）を提出してください。

４．提案書の下中央にページを入れてください。

（提案書記載例）

[表　紙]

「多様な水素化合物等からの二酸化炭素を排出しない水素製造技術調査」に対する提案書

研究開発テーマ

「○○○○○の研究開発」

（部分提案を行う場合のみ、提案する研究開発テーマを御記入ください。複数の部分提案を行う場合は、複数の研究開発テーマ名を併記してください。）

（共同提案を行う場合、以下の提案者の項目を併記してください。）

平成○○年○○月○○日

会社名　　○○○○○株式会社（法人番号）　　　　　　　　　　　　印

代表者名　（企業の場合は代表取締役社長）　○　○　　○　○　　印（又はサイン）

所在地　　○○県○○市・・・・・　　（郵便番号○○○－○○○○）

連絡先　　所　属　○○○部　△△△課

　　　　　役職名　○○○○○部長

　　　　　氏　名　○○　○○

　　　　　所在地　○○県○○市・・・・・・（郵便番号○○○－○○○○）

　　　　　　　　　※　連絡先が所在地と異なる場合は、連絡先所在地を記載

　　　　　ＴＥＬ　△△△△－△△－△△△△（代表）　内線　△△△△

　　　　　ＦＡＸ　△△△△－△△－△△△△

　　　　　e-mail　\*\*\*\*\*@\*\*\*\*\*\*\*\*\*

|  |  |
| --- | --- |
| e-Radにおける研究機関コード（１０桁） |  |

[要約版]

（注意）網掛け部分は、e-Radを利用する場合に追記すること。

研究開発委託事業提案書［要約版］

|  |  |
| --- | --- |
| 研究開発プロジェクト名称 | *「水素利用等先導研究開発事業」*  *（多様な水素化合物等からの二酸化炭素を排出しない水素製造技術調査／○○○○○の技術調査）* |
| 提案方式 | *全体提案・部分提案（いずれかに○）*  *単独提案・共同提案（いずれかに○）* |
| 1. 研究開発  の概要 | *提案書1-1及び1-2の内容を数行程度で簡潔に記載してください。* |
| 2. 研究体制 | *提案書2．の内容を数行程度で簡潔に記載してください。* |
| 3. 研究期間  及び予算規模 | *提案書3．の内容を数行程度で簡潔に記載してください。* |
| 4. 連絡先 | *住所：*  *名称：*  *連絡先：担当者所属*  *職名・氏名*  *郵便番号・住所*  *電話番号*  *ＦＡＸ番号*  *Ｅメールアドレス* |

（注）要約版は1枚以内にまとめてください。必要に応じて図表等を添付してください。

利害関係の確認について

* ＮＥＤＯは、採択審査に当たり大学・研究機関・企業等の外部専門家による採択審査委員会を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
* さらに、採択審査委員の選定段階で、ＮＥＤＯは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
* そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の記載をお願いいたします。本書類にていただいた「提案者名」、「研究開発テーマ」及び「技術的なポイント」を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
* また、ＮＥＤＯが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、別紙の記載欄に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。

|  |
| --- |
| （提案者名）（※共同提案を行う場合は、併記してください。大学や公的研究機関の場合は、研究代表者について、大学又は大学院に所属する研究者は、学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は、部門やセンターまで所属を記載ください。）  ○○株式会社  ○○大学○○学部○○学科　教授　○○　○○  ○○大学院○○研究科○○専攻　教授　○○　○○  ○○研究所　○○部門　部門長　○○　○○ |

|  |
| --- |
| （研究開発テーマ）  ○○の研究開発 |

|  |
| --- |
| （技術的なポイント） |

|  |
| --- |
| （利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、任意で御記載ください。） |

[本文]

研究開発プロジェクト名「水素利用等先導研究開発事業」

研究開発テーマ「○○○○○の研究開発」（部分提案を行う場合のみ、提案する研究開発テーマを記載のこと。また、部分提案を複数行う場合は、本ページ以降の部分についてテーマごとに提案書を作成してください。）

1. 研究開発の内容及び目標（研究開発テーマを選ぶ場合は、テーマごとに作成）

1-1. 研究開発の内容

　「多様な水素化合物等からの二酸化炭素を排出しない水素製造技術調査（○○○○○の技術調査）」　（○○株式会社）

　　　　　　　　　　　［研　究　開　発　の　内　容］

　研究開発プロジェクトの基本計画に沿って、提案する研究開発内容を極力具体的に記載してください。基本計画において研究開発テーマが設定されているプロジェクトの場合は、必要に応じて（　）内に研究開発の範囲を示す副題を記入してください（任意）。

「１－２．研究開発の目標」を達成するために解決すべき技術的問題とそれを解決する手法について、従来から一般的に行われている方法と比較するなどして、わかりやすく説明してください。

国立研究開発法人又は公益法人が応募する場合は、そのプロジェクトの技術分野において、技術的な優位性を有することを提案書に明記してください。

再委託先又は共同実施先の実施内容があれば、それぞれの役割分担を明確に説明してください。なお、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

　また、当該委託業務の全部又は一部について、技術研究組合等が代表して応募する場合、参画する各企業等及び組合等のそれぞれの役割分担を明確に記載してください。

例えば、役割分担を記載する場合には、下記事例のように、研究内容の後に分担企業等を付記していただくのも一つの方法です。

　①「○○○○○の研究開発（△△△△△の研究開発）」　（○○株式会社）

［研　究　開　発　の　内　容］

　②「×××××の研究開発（□□□□□の研究開発）」　（□□株式会社）

［研　究　開　発　の　内　容］

1-2. 研究開発の目標

平成○○年度の中間目標（性能、定量的な検討件数等）及び平成○○年度の最終目標（性能、定量的な検討件数等）を具体的に記入してください。研究開発テーマが設定されているプロジェクトの場合は、テーマごとに記載してください。（「△△△△が可能なこと。」、「○○○○式であること。」、「△△△△については○○以上であること。」、「○○個以上について△△する。」、その他、可能な限り具体的かつ定量的な表現により記載）

上記の中間目標（性能、定量的な特性等）及び最終目標（性能、定量的な特性等）については、その設定理由も簡潔に説明してください。

1-3. 研究開発成果の実用化・事業化の見込み

　研究開発成果が産業へ及ぼす波及効果、研究開発成果を実用化・事業化する計画＊、実用化・事業化時期、提案者の実用化・事業化能力等につき、「研究開発成果の事業化計画書」（別添2）に記載してください。（研究開発終了後には、ＮＥＤＯが実施する追跡調査・評価に御協力いただきます。）

＊ここでいう「実用化・事業化」とは、当該研究開発に係る試作品、サービス等の社会的利用（顧客への提供等）が開始されること、又は当該研究開発に係る商品、製品、サービス等の販売や利用により、企業活動（売り上げ等）に貢献することを意味し、業務委託契約約款第27条及び共同研究契約約款第29条の「事業化計画」も含むものとします。

1. 公募の際の提案書に、その時点での事業化計画を記載していただきます。
2. 本提案が採択された際に、提案時に記載した内容から変更があった場合には、ＮＥＤＯの本プロジェクト担当部に変更内容を提出していただきます。
3. どのような変更を行う場合にＮＥＤＯに説明する必要があるか、別途ＮＥＤＯと協議していただく場合があります。

なお、複数の事業者による共同提案の場合には、事業者ごとにそれぞれ記載願います。また、共同で提案する他の事業者〈取りまとめ企業等〉に記載内容を公開したくない場合には、事業者ごとに封筒等に入れ、提案書と併せて提出願います。

また、共同提案やコンソーシアム等で研究開発を進める場合であって、将来の実用化・事業化に向けた取組を共に進める場合は、それぞれがどの様な計画に基づき実用化・事業化につなげていくのかを明確にした上で、まとめて記載し提出しても構いません。また、この場合には、どの様に連携し実用化・事業化を進めるのか、その全体構想を記載してください。

1-4. 我が国の経済再生への貢献

本プロジェクトの実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生にいかに貢献するかについて、バックデータ＊も含め、具体的に説明してください。

＊：上記の基礎となる主要なバックデータ（背景、数値等）

（注意）提案書の記載は、半ページ程度のボリュームを想定。費用対効果について可能な限り定量的な記載を求めること。

2. 実施体制

　本研究開発を受託した時の実施体制について、次のような図にまとめてください。共同提案の場合、他の共同提案先を含めて役割が分かるよう記入ください。

2-1. 管理者

　　業務管理責任者：　所属　○○○○○部○○課 氏名　○○　○○

　　　　　　　　　　　電話　\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*（内線） FAX　\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*

　　経理責任者　　：　所属　○○○○○部○○課 氏名　○○　○○

　　　　　　　　　　　電話　\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*（内線） FAX　\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*

2-2. 実施体制図

（例　示）

「＊＊＊＊事業」実施体制

ＮＥＤＯ

委託

○○株式会社（中小企業）

・研究実施場所：

○○センター（大阪）

・研究項目：

○○技術実証

○○研究所

・研究実施場所：

○○センター（お台場）

・研究項目：○○評価技術

○○技術研究組合

・研究実施場所：

○○センター（つくば）

・研究項目：

○○技術の開発、企業６社（企業名記入）

Ａ大学

・研究実施場所：

○研究室（つくば）

・研究項目：

○○評価技術

再委託

○○大学（つくば）

△△技術

○○大学（つくば）

＊＊技術

（注）機関ごとに、研究実施場所、実施項目を記載すること。

企業の場合（再委託先等を除く）は、下記の表に必要事項を記載してください。大企業、中堅・中小・ベンチャー企業の種別は公募要領内の定義を参照してください。会計監査人の設置については、会社法３３７条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つです。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行います。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができます。設置されている場合は公認会計士または監査法人名を記載してください。

会計監査人の設置がない場合は”なし”と記入ください。

　【体制一覧】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業名 | 従業員数 | 資本金 | 大企業･中堅・中小・ベンチャー企業の別 | 会計監査人名 |
| 株式会社A |  |  | ***従業員数、資本金は応募時点を***  ***基準としてください。*** |  |
| 有限会社B |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（参考）中堅・中小・ベンチャー企業の定義

法律の条項番については最新のものを随時ご確認ください。

＊中堅・中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する企業等であって、かつ、大企業の出資比率が一定比率を超えないもの（注１）をいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第２条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業として営んでいる業種  ※１ | 資本金基準 | 従業員基準 |
| ※２ | ※３ |
| 製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |
|
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |

※1　業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

１．技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の３分の２以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの

２．１．のほか、産業技術力強化法施行令第６条三号ハに規定する事業協同組合等

（ウ）「中堅企業」としての企業

常時使用する従業員の数（注２）が１，０００人未満又は売上高が１，０００億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。

（エ）研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

・試験研究費等が売上高の３％以上又は研究者が２人以上かつ全従業員数の１０％以上であること。

・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。

・申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

（注１）次の企業は、大企業の出資比率が一定比率を超えているものとします。

・発行済株式の総数又は出資の総額の２分の１以上が同一の大企業（注３）の所有に属している企業

・発行済株式の総数又は出資の総額の３分の２以上が、複数の大企業（注３）の所有に属している企業

（注２）常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

（注３）大企業とは、（ア）から（エ）のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）

・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（参考）会計監査人の定義

　　　　　株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法３３７条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

2-3. 研究実施場所

提案された研究開発を実施する場所とその選定した理由を記載してください。

（記載例）

集中研究所：○○○○○研究所

選定理由　：□□□□□

分担研究所：△△△△△株式会社

　　　　　　　△△△△△株式会社

選定理由　：□□□□□

（一部本邦外で実施する場合、その理由を記述してください。）

3. 当該技術又は関連技術の研究開発実績

3-1. 当該提案に有用な研究開発実績

　研究開発テーマに沿って、提案する方式又は方法に関する国内外の状況、その中での応募者の本研究開発若しくは本研究開発の円滑な遂行に資する関連研究開発の実績及びその位置づけ等を、研究発表等を引用して記載し、提案内容を遂行できる能力を有していることを携わる全ての研究機関（共同実施先及び再委託先を含む。）を対象に説明してください。

3-2. 当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況

　本研究開発を進めるに当たって必要と考えられる主な設備の中で、応募者が保有する設備状況とその用途を記載してください。

（例　示）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設　備　名　称 | 内　　　　容  （使用目的・仕様等を記入してください） |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

4. 研究開発予算と研究員の年度展開及び予算の概算

4-1. 研究開発予算と研究員の年度展開

　何の研究開発項目をどのような手順で行い、どの程度の経費が必要であるか以下のような一覧表にまとめてください。

　共同提案の場合、各社ごとに提案された研究開発分担項目及び必要経費を分けて記入してください。

　なお、参考のため、研究計画スケジュールを表す線の下の（　）内には、その年度に投入される研究員の人数を記入してください。

受託者

（例　示）

単位：百万円

（　）内は人数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研究開発項目 | N1 年度 | N2 年度 | 計 |
| 1. ○○○○の研究開発  1-1. ○○○○の調査  1-2. ○○○○の開発  2. △△△△の研究開発  2-1. ××××の研究  2-2. ××××の研究 | ＊＊＊  （＊）  ＊＊＊  （＊）    ＊＊＊  （＊）  ＊＊＊  （＊） | ＊＊＊  （＊）  ＊＊＊  （＊） | ＊＊＊  （＊）  ＊＊＊  （＊）  ＊＊＊  （＊）  ＊＊＊  （＊） |
| ＊＊＊  （＊）  合　　計 | ＊＊＊  （＊） | ＊＊＊  （＊） | ＊＊＊  （＊） |

（注）

１．消費税は、研究開発項目ごとに内税で計上してください。また、日本国以外に本社又は研究所を置く外国企業等において、その属する国の消費税相当額がある場合にも研究開発項目ごとに含めて計上してください。

２．提案に当たっての参考として、研究開発期間○年間の総事業費は、平成○年度当初予算○○億円×○年間が一つの目安として想定されますが、提案者が基本計画に沿ってプロジェクトを遂行するために必要な研究開発費を計上してください。

なお、予算規模は社会・経済状況・研究開発費の確保状況等によって変動することがあり、総事業費規模についてはＮＥＤＯが確約するものではありません。

4-2. 予算の概算

　研究開発に必要な経費の概算額を研究開発テーマごとに、業務委託費積算基準（[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html)）に定める経費項目に従って、記載してください。

(1) 総括表

　研究開発に必要な経費の概算額を総括してください。

記入スペースが足りない場合は、分割して、事業期間における経費を記載してください。

（単位：円、消費税及び地方消費税込み）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 委託先名 | 再委託先名・共同実施先名 | N1年度 | N2年度 | 計 |
| 1. ●●株式会社 | | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| うち再委託 | 株式会社□□ | (\*\*,\*\*\*)\*1 | (\*\*,\*\*\*) | (\*\*,\*\*\*) |
| うち再委託 | 国立大学法人□□大学 | (\*\*,\*\*\*)\*1 | (\*\*,\*\*\*) | (\*\*,\*\*\*) |
| うち共同実施 | 学校法人▽▽大学 | (\*\*,\*\*\*)\*1 | (\*\*,\*\*\*) | (\*\*,\*\*\*) |
| 2. 国立大学法人　★★大学 | | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| うち再委託 | 学校法人△△大学 | (\*\*,\*\*\*) | (\*\*,\*\*\*) | (\*\*,\*\*\*) |
| 研究開発項目①合計（1.＋ 2.） | | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| 1. ●●●株式会社 | | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| うち再委託 | 株式会社□□□ | (\*\*,\*\*\*)\*1 | (\*\*,\*\*\*) | (\*\*,\*\*\*) |
| うち再委託 | 国立大学法人□大学 | (\*\*,\*\*\*)\*1 | (\*\*,\*\*\*) | (\*\*,\*\*\*) |
| うち共同実施 | 学校法人▽大学 | (\*\*,\*\*\*)\*1 | (\*\*,\*\*\*) | (\*\*,\*\*\*) |
| 2. 国立大学法人　★★★大学 | | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| 研究開発項目②合計（1.＋ 2.） | | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| 合計　研究開発項目①＋研究開発項目② | | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| うち消費税及び地方消費税(10％) | | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| うちＮＥＤＯ負担総額 | | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| うちＮＥＤＯ負担消費税等額 | | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |

(注)

1. 再委託先又は共同実施先は、委託先の契約金額の内数として、再委託先等の金額（消費税込）を()書きで記載してください。

(2) 委託先／研究分担先／分室総括表

ア．企業等の場合

　研究開発に必要な経費の概算額を研究開発テーマごとに、業務委託費積算基準（[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html)　参照）に定める経費項目に基づいて記載してください。

記入スペースが足りない場合は、分割して、事業期間における経費を記載してください。

　研究開発テーマ：○○○○○

　●●株式会社

　単位：円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | N1年度 | N2年度 | 計 （積算内訳） |
| Ⅰ．機械装置等費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 1. 土木・建築工事費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 2. 機械装置等製作・購入費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 3. 保守費・改造修理費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| Ⅱ．労務費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 1. 研究員費 | \*,\*\*\* | \*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| 2. 補助員費 | \*\*.\*\*\* | \*\*.\*\*\* | \*\*\*.\*\*\* |
| Ⅲ．その他経費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 1. 消耗品費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 2. 旅費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 3. 外注費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 4. 諸経費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 小計（I＋II＋III） | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| Ⅳ．間接経費（注１） | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| Ⅴ．再委託費・共同実施費（注２） | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 合計（I＋II＋III＋IV＋Ｖ） （注３） | \*\*,\*\*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\*,\*\*\* |
| 消費税及び地方消費税(10％)(注４） | \*,\*\*\*,\*\*\* | \*,\*\*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\*,\*\*\* |
| 総　　　　　計 | \*\*\*,\*\*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\*,\*\*\* | \*,\*\*\*,\*\*\*,\*\*\* |

（注）

1. 間接経費は、中小企業等は20％、その他は10％とし、Ⅰ～Ⅲの経費総額に対して算定してください。  
なお、3分の2以上が中小企業で構成される技術研究組合等は、中小企業と同様の扱いとします。間接経費率は20%としてください。

2. 大学との共同実施費は大学の積算基準を基に「Ⅴ．再委託費・共同実施費」に計上してください 。消費税は除いた額を記入してください。

3. 総経費は、Ⅰ～Ⅴの各項目の消費税を除いた額の総額を記載してください。

4. 応募者が消費税の免税事業者等※の場合は、「エ．消費税の免税事業者等の場合」に記載してください。

※消費税の課税事業者となるか免税事業者となるかについては、具体的には国税庁のウェブサイト等に記載がありますが、様々な要件にて判定されるため、不明な場合は税理士等に御確認ください。  
また、国又は地方公共団体等が一般会計に係る業務として行う事業については、免税事業者と同様の取扱いとします。

5. 「国民との科学・技術対話」に係る費用（アウトリーチ活動費）については、委託業務事務処理マニュアルを参照してください。

イ．国立研究開発法人等\*1の場合

\*1：国立研究開発法人及び独立行政法人

国立研究開発法人等の場合は、国立研究開発法人等の積算基準に従って総括表を作成してください。

「業務委託費積算基準（国立研究開発法人等）」：（[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html)参照）

記入スペースが足りない場合は、分割して、事業期間における経費を記載してください。

研究開発テーマ：○○○○○

国立研究開発法人●●●●

(単位　円)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | N1年度 | N2年度 | 計 （積算内訳） |
| I．直接経費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 1. 備品費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 2. 消耗品費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 3. 人件費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 4. 光熱水費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 5. 旅費 |  |  |  |
| 6. その他 |  |  |  |
| II．間接経費(注１) | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| III.再委託費・共同実施費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 合計（I．＋II．＋III．） | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 消費税及び地方消費税(10%) | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 総計 | \*\*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* | \*,\*\*\*,\*\*\* |

(注)

1. 独立行政法人の間接経費は、Ⅰの直接経費に対して10%で算定してください。なお、委託業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前記の間接経費率に5%加算することができます。

2. 「国民との科学・技術対話」に係る費用（アウトリーチ活動費）については、委託業務事務処理マニュアルを参照してください。

3. 特別約款により異なる委託費積算基準を適用する場合は、該当の項目に書き換えてください。

ウ．大学等\*2の場合

\*2：国公立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、

大学等の場合は、大学用の積算基準に従って総括表を作成してください。

「業務委託費積算基準（大学等）」：（[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html)参照）

記入スペースが足りない場合は、分割して、事業期間における経費を記載してください。

研究開発テーマ：○○○○○

●●大学

(単位　円)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | N1 年度 | N2 年度 | 計 （積算内訳） |
| I．直接経費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 1. 物品費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 2. 人件費・謝金 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 3. 旅費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 4. その他 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| II．間接経費(注１) | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| III.再委託費・共同実施費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 総計（I．＋II．＋III．）（注２） | \*\*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* | \*,\*\*\*,\*\*\* |
| うち消費税及び地方消費税(10%) | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |

(注)

1. 大学の間接経費は、Ⅰの直接経費に対して15%で算定してください。なお、委託業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、前記の間接経費率に15%加算することができます。

2. 大学の場合はＩ．～総計まで内税額を記載してください。

3. 「国民との科学・技術対話」に係る費用（アウトリーチ活動費）については、委託業務事務処理マニュアル（大学用）を参照してください。

エ．消費税の免税事業者等（注１）の場合

　消費税の免税事業者等の場合は、その項目の内容に応じて課税される額（注２）を記載してください。

　研究開発に必要な経費の概算額を研究開発テーマごとに、委託費積算基準（[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html)参照）に定める経費項目に基づいて記載してください。

記入スペースが足りない場合は、分割して、事業期間における経費を記載してください。

　研究開発テーマ：○○○○○

　●●株式会社

（単位　円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | N1 年度 | N2 年度 | 計 （積算内訳） |
| Ⅰ．機械装置等費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 1. 土木・建築工事費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 2. 機械装置等製作・購入費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 3. 保守費・改造修理費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| Ⅱ．労務費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 1. 研究員費 | \*,\*\*\* | \*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* |
| 2. 補助員費 | \*\*.\*\*\* | \*\*.\*\*\* | \*\*\*.\*\*\* |
| Ⅲ．その他経費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 1. 消耗品費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 2. 旅費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 3. 外注費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 4. 諸経費 | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 小計（I＋II＋III） | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| Ⅳ．間接経費（注３） | \*\*,\*\*\* | \*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* |
| 総計（I＋II＋III＋IV） | \*\*\*,\*\*\* | \*\*\*,\*\*\* | \*,\*\*\*,\*\*\* |

（注）

1. 消費税の課税事業者となるか免税事業者となるかについては、具体的には国税庁のウェブサイト等に記載がありますが、様々な要件にて判定されるため、不明な場合は税理士等に御確認ください。  
また、国又は地方公共団体等が一般会計に係る業務として行う事業については、免税事業者と同様の取扱いとします。よって、非（不）課税取引に係る消費税相当額については、課税計上出来ません。

2. 労務費，海外旅費等のように不課税の項目の場合は消費税抜き額を、その他の課税の項目の場合は消費税込み額を計上してください。

3. 間接経費は、中小企業等は20％、その他は10％とし、Ⅰ～Ⅲの経費総額に対して算定してください。

なお、3分の2以上が中小企業で構成される技術研究組合等は、中小企業と同様の扱いとします。間接経費率は20%としてください。

4.「国民との科学・技術対話」に係る費用（アウトリーチ活動費）については、委託業務事務処理マニュアルを参照してください。

(3) 再委託先／共同実施先総括表

再委託・共同実施先の種別（企業等・独立行政法人・大学等・免税事業者等）に応じて、ア～エの各様式を準用し、作成してください。その際、「再委託費・共同実施費」「うちＮＥＤＯ負担額」「うちＮＥＤＯ負担消費税等額」の欄は不要です。

5. 類似の研究開発

5-1. 現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発

　現に実施あるいは応募している公的資金による類似の研究開発がある場合には、その制度、研究開発テーマ及び内容を説明してください。（再委託先等も含みます）

5-2. 現に実施している自己資金による類似の研究開発

　本研究開発を受託した後も並行して類似の自社研究を続ける場合には、その研究概要、目標（性能等）を明らかにしてください。また、受託を希望している研究と類似する自社研究を明確に区別できることを説明してください。

連名提案の場合は、

『「○○　○○（代表者氏名）」、「○○　○○（代表者氏名）」及び「○○　○○（代表者氏名）」は、』

として、連名提案者全ての代表者からの合意を得てください。

6. 契約に関する合意

　「○○　○○（代表者氏名(注)）」は、本研究開発テーマ「○○○○○の研究開発」の契約に際して、ＮＥＤＯより提示された契約書（案）に記載された条件に基づいて契約することに異存がないことを確認した上で提案書を提出します。また、業務の実施においては、ＮＥＤＯが提示する事務処理マニュアルに基づいて行います。

（注）：会社、法人としての代表者の氏名を記載ください。

平成○○年○○月○○日

別添2

**研究開発成果の事業化計画書  
*（共同提案の場合、事業者ごとに記述してください。）***

会社名 株式会社○○○○○○

1. 実用化・事業化を行う製品・サービス等の概要

1. 内容

***研究開発の成果が、当該製品・サービスへどのように反映されるか記載してください。***

1. 用途（販売予定先）

***当該製品・サービスの想定される販売ルート、販売先等を記載してください。この販売先以外の分野等で利用できる場合は、それについても記載してください。また、自らが実用化・事業化するのではない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化されることを想定しているのかについて記載願います。***

2. 実用化・事業化への取組

1. 実用化・事業化に向けた計画等  
   ***プロジェクト期間終了後5年間までの実用化・事業化を目指し実施する開発計画、投資計画、実用化・事業化能力等を記載願います。  
   また、当該委託・共同研究で行われる技術開発の内容以外で実用化・事業化のために必要な技術開発内容や、製品設計内容がある場合はそれらを具体的に記載し、どの様に達成するかについても併せて記載願います。***
2. 実用化・事業化を考えるに至った経緯（動機）

***実用化・事業化開発を目指した背景等について具体的に記載願います。  
〈事業者における研究計画、事業計画等に基づき、どの様な背景で研究開発に取り組み、実用化・事業化を目指すに至ったのか記載願います。〉***

1. 事業として成功すると考える理由

事業の新規性、独創性、他との競争力、実用化・事業化までに想定される課題とその解決方法など具体的に記載してください。

1. 実用化・事業化計画に対する申請者内におけるコミットメントの状況  
   実用化・事業化計画について申請者内の販売部門など関連する事業部の責任者等との現時点でのコミットメント状況について記載願います。
2. 実用化・事業化のスケジュール

（１）「実用化・事業化に向けた計画等」で記述した内容を踏まえ、プロジェクト期間終了後５年間の想定される実用化・事業化計画を、生産・販売・市場獲得などの具体的な実用化・事業化の段階に区分し、実用化・事業化の各段階が明瞭となるよう線表、矢印、記号等を用いて記述してください。  
なお、プロジェクト実施期間中から実用化・事業化を開始する計画がある場合には、その年度から計画を記述してください。

実用化・事業化の各段階において、実用化・事業化の中断や延期など、実用化・事業化全体の計画変更を考慮する必要がある重大な障害を予想し、記述してください。

また、重大な障害が回避し得ない場合、どの時点で計画変更の判断を下すのかを、線表に記入してください。

生産・販売の一部又は全部を自社で行わない場合は、委託先の選定、協力体制等を具体的に記述してください。

***(記入例)***

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ***年度*** | ***Ｈ　　年度*** | ***Ｈ　　年度*** | ***Ｈ　　年度*** | ***Ｈ　　年度*** | ***Ｈ　　年度*** |
| ***製品設計***  ***○○設計完了▲***  ***▲Tuki***  ***設備投資***  ***生産***  ***販売***  ***収益発生*** | ***▲○○億円***  ***▲Tuki***  ***▲サンプル出荷開始***  ***▲Tuki*** | ***▲○万台／月uki*** | ***▲生産開始***  ***▲Tuki***  ***▲○万台／月uki***  ***第２生産ライン立ち上げ▲***  ***▲Tuki***  ***◇続行/***  ***▲○万台／月uki*** | ***▲○○億円***  ***▲Tuki***  ***▲○万台／月uki***  ***中断を判断***  ***▲○万台／月uki*** |  |

***予想される重大な障害：***

***製品設計段階 ：～～～～～～***

***設備投資段階 ：～～～～～～***

***生産段階 ：～～～～～～***

***販売段階 ：～～～～～～***

3. 市場の動向・競争力

1. 市場規模（現状と将来見通し）／産業創出効果

***実用化を目指す製品・サービスに関する国内と海外の想定される市場規模（百万円）を示し、その根拠を記述してください。〈現状、プロジェクト期間終了時点及びプロジェクト期間終了5年後についてそれぞれ記載願います。〉***

***申請者のみの市場規模にこだわらず開発した製品の市場規模として捉えてください。***

***また、市場における申請者のシェアの推移を見通し、その根拠を記述してください***。

***市場規模(国内／海外)***  ***申請者シェア(国内／海外)***

***例：現状 ○○○百万円 ％***

***プロジェクト期間終了時点 ○○○百万円 ％***

***終了後1年目（Ｈ　年度） ○○○百万円 ％***

***終了後2年目（Ｈ　年度） ○○○百万円 ％***

***～～***

***終了後5年目（Ｈ　年度） ○○○百万円 ％***

***市場規模算出の根拠：～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～***

***シェア見通しの根拠：～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～***

（注）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とし、縦位置とすること。

別添3

－主要研究員研究経歴書の記入について －

研究経歴書は、研究開発等実施体制の審査のために利用されます（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

委託事業者をはじめ、再委託研究機関等本事業に関係する主要研究員について、研究経歴を主要研究員研究経歴書（様式１）に記入し、紙面で提出してください。

〔なお、主要研究員とは、提案する事業の各研究開発項目の責任者、及び統括責任者となる登録研究員のことを指します。〕

（注意）上記〔　〕内の文章を必要に応じ追記する。

【記入にあたっての注意点】

①　所属機関の研究者代表

機関ごとに研究者代表を1名選任してください。（主要研究員が複数名の場合は、そのうち1名を研究者代表として選任してください。）　研究者代表については、「所属機関の研究者代表」の項目において「該当：1」を記載してください。（当該者以外の方は「非該当：2」を記載してください。）

②研究開発経歴（現職含む）：

* 1. 「過去の研究実績（参画プロジェクト）」については、自社独自のプロジェクトのみならず過去に参画したNEDOプロジェクト等も含めて記載してください。また、大学への派遣や他の企業／研究機関での勤務経験なども併せて記載してください。

③受賞歴、当該研究開発に関する最近5年間の主要論文、研究発表、特許等（外国出願を含む）：

* 1. 当該研究開発プロジェクトに関連する研究成果を記載してください。
  2. 研究成果を示すものとして、「論文（研究経歴又は専門分野における代表的な論文。学会の査読の無いもの等も可）」、「研究発表（学会のみならずシンポジウム等での口頭発表等も可）」、「特許（外国出願を含む）」等がありますが、これに限定しません。なお、共著者、共同発表者、又は共同発明者でも可です。

　　　※　「論文、研究発表、特許等」は、原則として少なくてもこれらのうち1つについて当該分野に関する研究成果を示す記述があることが必要となります。これらがない研究者においては、「その他」項目に当該プロジェクトを遂行する上で当人の知見が不可欠であることを示す事由を記載してください。技能者や分析担当者・技術動向調査担当者等において、「論文」「研究発表」「特許」等が無い場合については、当該人物が研究に不可欠である旨を有する技能や経験に関連付けて記述してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  | 経歴書作成日： | | （様式１） | | |  |
| 主要研究員　研究経歴書 | | | | | | | | | | | |  |
| 氏名 | | | |  | | | | | | | |  |
| フリガナ | | | |  | | | | | | | |  |
| 生年月日（西暦）、年齢 | | | |  | | | | | | | |  |
| 所属研究機関のe-Rad研究機関コード（10桁） (所属研究機関の研究代表者は必須。) | | | |  | | | | | | | |  |
| e-Rad研究者番号（8桁） （所属研究機関の研究代表者は必須。代表者以外は不明または保有していない場合は省略可） | | | |  | | | | | | | |  |
| 所属 | | | |  | | | | | | | |  |
| 部署名 | | | |  | | | | | | | |  |
| 役職名 | | | |  | | | | | | | |  |
| 所属機関の研究者代表 （該当：１　非該当：２） | | | |  | | | | | | | |  |
| 最終学歴 | | | |  | | | | | | | |  |
| 学位 | | | |  | | | | | | | |  |
| 学位取得年（西暦） | | | |  | | | | | | | |  |
| 研究開発経歴（西暦　※現職含む） | | | | | | | | | | | |  |
|  | 年 | ～ | 年 | 研究開発内容 | | | | | | | |  |
|  | ～ |  |  | | | | | | | |  |
|  | ～ |  |  | | | | | | | |  |
|  | ～ |  |  | | | | | | | |  |
|  | ～ |  |  | | | | | | | |  |
|  | ～ |  |  | | | | | | | |  |
|  | ～ |  |  | | | | | | | |  |
|  | ～ |  |  | | | | | | | |  |
|  | ～ |  |  | | | | | | | |  |
|  | ～ |  |  | | | | | | | |  |
|  | ～ |  |  | | | | | | | |  |
| 受賞歴（西暦　※年月） | | | | | | | | | | | |  |
|  | 年 | 月 |  | 主催者名 | 表彰制度名称 | 受賞名称 | 受賞件名 | | | | 備考 |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
| 当該研究開発に関連する最近5年間の成果等（各主要なもの10件以下） | | | | | | | | | | | |  |
| 論文 | 発行年 | 月 |  | 主な著者１ | 著者２ | 著者３ | 表題 | 論文雑誌名 | 巻（Vol.） | 号 | 備考 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 研究発表 | 発表年 | 月 |  | 主催者名 | イベント名 | 発表者 | 発表タイトル | | | | 備考 |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | | | |  |  |
| 特許等 | 出願年 | 月 | 日 | 出願番号 | 登録番号 | 発明等の名称 | | | | | 備考 |  |
|  |  |  |  |  |  | | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  | | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  | | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  | | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  | | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  | | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  | | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  | | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  | | | | |  |  |
|  |  |  |  |  |  | | | | |  |  |
| その他 | 年 | 月 |  | タイトル | 自由記述 | | | | | | |  |
|  |  |  |  |  | | | | | | |  |
|  |  |  |  |  | | | | | | |  |
|  |  |  |  |  | | | | | | |  |
|  |  |  |  |  | | | | | | |  |
|  |  |  |  |  | | | | | | |  |
| 本研究開発プロジェクトにおける役割 | | | | | | | | | | | |  |
|  | | | | | | | | | | | |  |

* 研究開発等実施体制の審査のために利用されます。がだし、法令等により提供を求められた場合を除きます。

（様式３）

別添4

－　ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について　－

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の状況について記載ください。

対象：提案書の実施体制に記載される委託先（再委託等は除く）

※提出時点を基準としてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 常時雇用する労働者数 | 認定状況及び取得年月日（認定が何も無い場合は無しと記入） |
| ○○株式会社 | ○名 | えるぼし認定１段階（○年○月○日） |
| ○○株式会社 | ○名 | えるぼし認定行動計画（○年○月○日）、  プラチナくるみん認定（○年○月○日） |
| ○○株式会社 | ○名 | ユースエール認定 |
|  |  |  |

※必要に応じて、適宜行を追加してください。

※証拠書類等の提出をお願いする可能性があります。

【加点対象認定】

（参考：女性活躍推進法特集ページ　<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定等の区分 | |
| 女性活躍推進法に基づく認定  （えるぼし認定） | １段階目※１ |
| ２段階目※１ |
| ３段階目 |
| 行動計画※２ |
| 次世代法に基づく認定  （くるみん認定・プラチナくるみん認定） | くるみん（旧基準）※３ |
| くるみん（新基準）※４ |
| プラチナくるみん |
| 若者雇用促進法に基づく認定  （ユースエール認定） | |

　　※１　「労働時間等の働き方」に係る基準は満たすことが必要。

　　※２　行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※３　旧くるみん認定マーク（改正前認定基準又は改正省令附則第２条第３項の経過措置により認定）。

※４　新くるみん認定マーク（改正後認定基準（平成29年４月１日施行）により認定）。

提案者各位

別添5

国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構

－ ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について －

国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）では、研究開発プロジェクトの実施について、その成果を把握するとともに研究マネジメント改善や技術開発戦略への反映を図りたいと考えており、本調査を実施いたします。下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

調査結果については、ＮＥＤＯ内において、厳重な管理の下で取り扱うこととしており、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど企業名が特定されないよう細心の注意を払わせていただきます。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いいたします。

（注意）

・年度計画の「（別紙）事業一覧」の区分のうち、調査事業、国際実証・国際共同事業を除くすべての事業で添付が必要

・ＮＥＤＯが実施する追跡調査や企業化状況報告書で本調査票の  
代替が可能

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 提案書の実施体制に含まれる全ての実施者（再委託先、共同実施先を含む）のうち、企業のみが対象です。技術研究組合については、構成する全ての法人のうち企業のみが対象です。  なお、同一年度において同一法人当たり一回の御協力をお願いします。他のＮＥＤＯ事業公募時に提出している場合は、調査票の提出済み欄にチェックして提出ください。 |
| 対象プロジェクト | 対象者が過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクト（再委託先、共同実施先を含む）。  ただし、対象は、過去15年間（前身の特殊法人での案件を含む）のプロジェクト。  また、同一年度にＮＥＤＯへ企業化状況報告書を提出するもの、追跡調査にて御回答いただくものは除きます。（補足QA参照） |
| 記入方法 | 調査票に記入してください。  対象が5件以上ある場合には、売上や成果の活用面で高く評価できるものから5件（1者当たり）を対象者にて選定してください。  調査票は対象者ごと、プロジェクトごとに複製して利用ください。 ＜記入上の注意＞  ○実用化の定義  顧客評価（認定用）サンプルの作成や量産試作の実施、製造ライン設置、原価計算、製品ラインアップ化（カタログ掲載）、継続的な売り上げ発生　等  ○その他ＮＥＤＯ成果として認識するもの  直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含みます |
| 提出方法 | 公募期限までに、対象者ごとにまとめて提出してください。 |
| 問合先  及び提出先 | 提案書と同じ。 |
| その他 | 記載いただいた内容に関して、問い合わせさせていただくことがあります。 |

以上

（様式4）

ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票

・企業ごとに本票を複製して記入してください。

・実施実績が多くある場合は、効果が大きい順に複数（最大５種）お書きください。

・提案書とは別にＮＥＤＯへ直接提出してもかまいません。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 今回提案するプロジェクト | ○○プロジェクト |
| 2. 企業名 | ○○株式会社 |
| 3. 記載免除条件 | ＜下記に該当する場合チェックしてください。過去の実施実績欄の記載は不要です。＞  □ 過去15年間、ＮＥＤＯプロジェクト実施実績なし  □ 同一年度に既に他の公募にて提出済  （応募事業名：○○○技術開発　公募期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日） |
| 4. 直近の報告 | □ 類似の調査にて報告済（調査名：○○に関する調査）  □ 同一年度に追跡調査にて報告済（※プロジェクト終了後６年以内）  （該当プロジェクト名：P00000　　○○技術開発）  □ 同一年度に企業化状況報告書（または実用化状況報告書）にて報告済  （※助成事業\*1終了後6年以内、基盤技術研究促進事業終了後１１年以内または１６年以内）  　（該当制度名：○○事業） |
| 5. 過去の  実施実績① | ※過去15年以内に実施したＮＥＤＯプロジェクトの成果について記載してください。なお、「3. 記載免除条件」に該当する場合は、本項目の記載は一切不要です。また、「4.直近の報告」に記載した事業ついては、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、本項目を記載いただいてかまいません。（直接的なものに限らず、波及効果・派生技術・知財ライセンス・技術移転等も含む）  ●プロジェクト番号・名称：P00000 ○○技術開発  ●実施期間：○○年度～○○年度  ●プロジェクトで生み出した技術的成果と実用化の状況：  （例）・当該事業で開発した○○○技術を、△△△製品の×××として活用している。  ・当該事業で開発した○○○技術を利用して△△△の製造をしている。  ・当該事業で取得した○○に関する特許を他社にライセンス供与している。  ●成果が活用されている製品名：  ●直近の売上額：  ●その他（社会的便益、CO2削減効果、雇用創出など）：  ●記入者連絡先  □　提案者と同じ  □　それ以外  所属・氏名：　　　　　　　　　　　　　住所：  電話：　　　　　　　　　　　　　　　e-Mail： |
| （留意事項）  ＊1：対象となる助成事業：  ・福祉用具実用化開発推進事業  ・産業技術実用化開発助成事業  ・大学発事業創出実用化研究開発事業  ・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発  ・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業（下記リンク先ページ下部）のうち助成を受けている方  [https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\_josei\_manual\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)  ・御回答いただきました情報は、厳重な管理の下で取り扱うこととし、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよういたします。 | |

「ＮＥＤＯ研究開発プロジェクト実績調査票」に関する補足事項

Q. 対象者は

A. 対象は、提案書の実施体制に含まれる全ての企業とします。

　　再委託先、共同実施先も含みます。

　　技術研究組合の場合は、構成する企業のみを対象とします。

　　なお、「過去15年間、ＮＥＤＯプロジェクト実施実績がない場合」もしくは「同一年度に既に他の公募にて実績調査票を提出済の場合」には、「5. 過去の実施実績」の記載が不要です。また、そのようなケースに該当しない場合でも、「4. 直近の報告」に記載した事業ついては、記載不要です。ただし、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「5. 過去の実施実績」について記載いただいてかまいません。

Q. 対象となる過去に実施したＮＥＤＯの研究開発プロジェクトとは

A. 対象は、過去15年以内に実施し終了したＮＥＤＯの研究開発プロジェクトにおいて、ＮＥＤＯと直接の契約者だけではなく、再委託先、共同実施先として参加した者も対象として含みます。（導入普及事業・モデル事業・実証事業は対象外）

案件が5件以上ある場合は、売上や成果の活用面で効果が高いものを、対象者にて5件を選定してください。

　　また、同一年度にＮＥＤＯが実施する追跡調査にて御回答いただいているもの、企業化状況報告書（又は実用化状況報告書）を提出いただくものは除きます。

具体的には、以下の2点に該当するものは、回答が不要です。

①追跡調査の対象事業

・過去6年以内に終了した研究開発プロジェクトのうち、同一年度の追跡調査にて御回答いただいているもの

②企業化状況報告書（または実用化状況報告書）にて、同一年度に報告いただくもの

・基盤技術研究促進事業

※以下の事業のうち、過去6年以内に終了したもの

・福祉用具実用化開発推進事業

・産業技術実用化開発助成事業

・国民の健康寿命延伸に資する医療機器・生活支援機器等の実用化開発

・大学発事業創出実用化研究開発事業

・課題設定型産業技術開発費助成金交付規程を適用する事業のうち助成を受けている方

　（御参考）課題設定型産業技術開発費助成事業一覧

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\_josei\_manual\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)

なお、上記のいずれかに該当する場合でも、報告内容に変更があった場合は、「記載いただいてかまいません。

Q. プロジェクト名称について

A. 同一製品に、複数のＮＥＤＯプロジェクトの成果が活用されている場合には、「プロジェクト名称」欄には、ＮＥＤＯからの資金が大きいプロジェクトについて記入し、その他のプロジェクトについては、プロジェクト名称を備考欄に記入してください。

Q. 自らが実施したプロジェクトが分からないときは

A. 自らが把握している範囲で回答をお願いするものです。

Q. 企業以外の対象者の製品名、製品売上額欄への御回答について

A. 自ら製造、販売を行わない対象者は、把握されている範囲で、御回答ください。

Q. 成果の活用状況について

A. ＮＥＤＯプロジェクトの「どのような成果」が、「どのような製品（下記参照）」に、「どのような形で使われているか（成果が使われている部品やプロセス等）」を記入してください。

ＮＥＤＯ成果の自ら製造している製品への直接的な活用だけではなく、知財のライセンシングなど、間接的な利用についても御記入ください。

Q. 成果が活用されている製品名について

A. 自ら製造している製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。

　　他社の製品に活用されている場合は、その製品名を記入してください。ただし、製造者からの了解が得られない場合は、品種名でも構いません（例：液晶テレビ、冷蔵庫等）

Q. 「成果が活用されている製品」の考え方について

A. ＮＥＤＯプロジェクトの成果が何らかの形で活用されている最終製品（社会的・経済的効果を産み出す物品・サービス等）とします。ただし、自らが最終製品を製造していなかったり、使用される最終製品が多岐にわたる等の理由で、成果の活用状況の把握が困難な場合には、部材等の中間財でも結構です。

Q. 製品売上額の考え方について

A. 「成果が活用されている製品」の売上額を記載してください。なお、売上額については、売上規模が分かる大よその値で構いません。また、国内売上のみであるか、又は海外売上を含むものであるのかについて、その区別を御記入ください。

Q. 調査票の提出方法について

A. 公募期限までに、御提出ください。

御提出に当たっては、実施者間での情報流出を防止する観点から、対象者ごとに個別に提出いただくか、又は対象者ごとに封書の上、提案書と一緒に御提出ください。

Q. 調査結果について

A. ＮＥＤＯは、本調査票を外部には開示せず、厳重な管理の下で取り扱い、実施者を選考する際に活用します（事前審査を行う外部有識者にも公開いたしません。ＮＥＤＯ内で行う契約・助成審査委員会でのみ活用します。）。

なお、情報を外部に公表する場合には、統計処理するなど機関名等が特定されないよう細心の注意を払います。

（参考）

ＮＥＤＯでは、第3期中長期計画において、ナショナルプロジェクトについては、プロジェクトの性格や目標に応じ、これまでの実用化・事業化に係る実績を踏まえた参加企業の選定・採択をすると掲げています。

提案書類受理票（ＮＥＤＯ 控）

別添6

提案書類受理番号

「多様な水素化合物等からの二酸化炭素を排出しない水素製造技術調査」に対する提案書

研究開発テーマ

　「○○○○○○○○○○の研究開発」

平成　　年　　月　　日

提案者名：○○○○○株式会社

受領書類：

　□提案書　　　１２部 （正1部　写１１部）

　□会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）　　　　　1部

　 □直近の事業報告書及び直近３年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）　  
　　　　　　　　　　　　 　1部

□主要研究員研究経歴書　　　１部

□ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について　　1部

□ＮＥＤＯ研究開発プロジェクトの実績調査票　1部（企業のみ）

□e-Rad 応募内容提案書 1部

割　　印

-----------切り取り-----------　　　　　　　　　-----------切り取り-----------

提案書類受理番号

「多様な水素化合物等からの二酸化炭素を排出しない水素製造技術調査」に対する提案書

研究開発テーマ「○○○○○○○○○○の研究開発」（部分提案の場合記載）

提案書類受理票（提案者控）

平成　年　月　日

会社名

　担当者名 　　　 殿

標記提案書類を受理いたしました。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　次世代電池・水素部　　印

別添7

27度新ｴﾈｲﾉ第0918007号

平成27年9月25日

国立研究開発法人 新ｴﾈﾙｷﾞｰ・産業技術総合開発機構

技術戦略研究ｾﾝﾀｰ・ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ推進部

ＮＥＤＯプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

　日本版バイ・ドール制度の目的（知的財産権の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること）及びプロジェクトの目的を達成するため、プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

　本方針に記載のない事項については、プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

　プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクトの参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする。なお、合意書の作成に当たっては、将来の事業化に向けた研究開発成果の活用を念頭に置くとともに、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成２７年５月）を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義

（１）発明等

　「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第２項に規定する回路配置の創作、種苗法第２条第２項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであってかつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出をいう。

（２）発明者等

　「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

（３）知的財産権

　「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成１０年法律第８３号）第３条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する全ての権利を含む）、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

（４）フォアグラウンドＩＰ

　フォアグラウンドＩＰとは、プロジェクト参加者が、プロジェクトの実施により得た知的財産権をいう。

（５）バックグラウンドＩＰ

　プロジェクト参加者がプロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及びプロジェクトの開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

２．委託契約書において定める事項

（１）日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第１９条）の適用

　ＮＥＤＯは、フォアグラウンドＩＰについて、研究開発の受託者が産業技術力強化法第１９条第１項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、受託者から譲り受けないものとする。

　・研究成果が得られた場合には遅滞なくＮＥＤＯに報告すること

　・国が公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンドＩＰを無償でＮＥＤＯに実施許諾すること

　・フォアグラウンドＩＰを相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンドＩＰを実施許諾すること

　・フォアグラウンドＩＰの移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめＮＥＤＯの承認を受けること

（２）知的財産権の利用状況調査（バイ・ドール調査）の実施

ＮＥＤＯは、成果の有効活用を図るため、受託者に対して、バイ･ドール調査を実施し、知的財産権の利用実態を把握するものとする。

（３）その他の事項

　受託者の合併等により当該委託業務に係る知的財産権の移転が生じる場合は、事前にＮＥＤＯに届け出るものとする。

　ＮＥＤＯは、当該受託者が保有するフォアグラウンドＩＰについて、移転等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、再実施権付き通常実施権を要求する等、必要に応じて移転等の後におけるフォアグラウンドＩＰの保有者以外の第三者による実施を確保する。

３．プロジェクト参加者間の合意書で定める事項

（１）知的財産マネジメントの実施体制の整備

　本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会を設置する。

知財運営委員会は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾に関する調整等を行う。

　知財運営委員会は、プロジェクトリーダー、個別のテーマリーダー、プロジェクト参加者の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

　知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。

（２）秘密保持

　プロジェクト参加者は、プロジェクト参加者が保有する技術情報を他のプロジェクト参加者に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続や対象範囲等をプロジェクト参加者間であらかじめ合意するものとする。

（３）プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

　プロジェクトの成果については、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

（４）発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続

　プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

　知財運営委員会は、届出を受けた発明等の成果について、出願により権利化し又は秘匿する必要があるか否か、出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等について審議し、決定するものとする。

なお、知財運営委員会が研究開発の成果を秘匿すると判断した場合においても、ＮＥＤＯが研究開発の成果の内容を把握するため、秘匿化の是非についてのＮＥＤＯとの協議等が必要である。

（５）研究開発の成果の権利化等の方針

　研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

　また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、成果の内容に応じて、秘匿化の要否、論文等による公表の要否を検討する。

（６）フォアグラウンドＩＰの帰属

　フォアグラウンドＩＰは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

　発明者等が属する機関にフォアグラウンドＩＰを保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、発明者等が属する機関が再委託先であり当該再委託先にフォアグラウンドＩＰを保有させるとフォアグラウンドＩＰが分散しかつ事業化に支障が生じると考えられる場合、プロジェクト参加者が技術研究組合を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合には、将来の事業化を見据えて適切な者がフォアグラウンドＩＰを保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関以外の者にフォアグラウンドＩＰの一部又は全部を譲渡することをあらかじめプロジェクト参加者間の合意により定める。

（７）共有するフォアグラウンドＩＰの実施

　プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドＩＰについて、自由かつ無償にて実施できるものとすることを原則とする。

　この際、自ら実施できない大学等が共有権者となる場合について、大学等に実施能力がないことを根拠とした補償の取扱いは、以下のとおりとする。ただし、共有権者間の合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

1. 実施前期間においては、原則として、無償とするものとする。
2. 実施期間中においては、原則として、大学等が第三者への実施許諾を自由に行使できるのであれば無償とすること、逆に、第三者への実施許諾ができない（共有権者が独占的地位を確保する）場合については、有償とすることについて検討するものとする。

（８）知的財産権の実施許諾

①プロジェクト期間中の実施許諾

　プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンドＩＰ及びバックグラウンドＩＰを含む。後記②においても同じ。）について、プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者によるプロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

②プロジェクトの成果の事業化のための実施許諾

　プロジェクト参加者がフォアグラウンドＩＰを用いてプロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者は、保有する知的財産権について実施許諾することを原則とする。

　ただし、知的財産権を実施許諾することにより、当該知的財産権の保有者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、実施許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に、バックグラウンドＩＰの取扱い）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

　実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、合理的な解決を図るものとする。

③プロジェクト参加者以外の者への実施許諾との関係

　プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドＩＰについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

（９）フォアグラウンドＩＰの移転先への義務の承継

　プロジェクト参加者は、フォアグラウンドＩＰの移転を行うときは、フォアグラウンドＩＰについて課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

（１０）プロジェクトの体制の変更への対応

　プロジェクト参加者は、プロジェクトから脱退した場合においても、知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

　また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

（１１）合意の内容の有効期間

　プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないようにするため、プロジェクト期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

（１２）合意の内容の見直し

　プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

４．未利用成果等の活用促進

　ＮＥＤＯは、プロジェクトによる技術開発成果から得られるアウトカムの最大化を図ることを目的に、第三者への開放が可能な成果（サンプル、知的財産権等）については、その成果の活用を希望するユーザーとのマッチングによる未利用成果等の活用促進を図るものとする。

　また、ＮＥＤＯは、利活用されていない成果について、バイ・ドール調査等の情報を用いて要因分析等を進めつつ、日本版バイ・ドール規定の趣旨を踏まえた更なる成果促進策について検討を進める。

５．その他

本方針は、平成２７年１０月１日から適用する。

（改訂履歴）

平成２２年１２月　第１版

平成２４年１２月　第２版

平成２７年　６月　第３版

平成２７年　９月　第４版

別添8

本プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針

　　　　　　　　　　　 29度新エネ技戦第0307001号

　 　 平成30年3月15日

　　　 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

　 　　技術戦略研究センター

ＮＥＤＯプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

　本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

　本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

**【委託者指定データを指定しない場合】**

プロジェクト参加者は、本方針に従い、特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。なお、プロジェクト参加者間でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成２９年１２月）を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義

（１）研究開発データ

　「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）自主管理データ

「自主管理データ」とは、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（３）非管理データ

「非管理データ」とは、自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

２．本研究開発における研究開発データの基本的事項

（１）自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集したプロジェクト参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。

３．ＮＥＤＯと受託者とが約する事項

（１）データカタログに掲載する索引情報の報告

プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データについては、その索引情報（以下「メタデータ」という。）をＮＥＤＯに報告し、これをＮＥＤＯが作成したデータカタログに掲載することに同意するものとする。

（２）データマネジメントプランの提出

　受託者は、プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データについては、データマネジメントプランをＮＥＤＯに提出する。

また、受託者は、プロジェクト参加者間のみで共有・利活用可能な自主管理データ、他のプロジェクト参加者やプロジェクト参加者以外と共有・利活用しない自主管理データについては、研究開発データの名称、研究開発データの管理者、研究開発データの説明及び秘匿する理由を記載した簡略型データマネジメントプランをＮＥＤＯに提出する。

データマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランは、特段の事情がない限りプロジェクト開始前までに、ＮＥＤＯに提出する。ただし、プロジェクト開始前にデータの取得又は収集を想定することが困難な場合は、データの取得又は収集の想定ができた時点で、データマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランのＮＥＤＯへの提出を行うこととする。

（３）データマネジメントプランの追加提出・修正

　受託者は、プロジェクト開始後に、想定し得なかったデータが取得又は収集される場合は、必要に応じて、研究開発プロジェクト期間中であってもデータマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランを追加提出又は修正し、ＮＥＤＯに提出する。

（４）受託者は、データマネジメントプラン、簡略型データマネジメントプラン及びメタデータをＮＥＤＯが別途指定する様式によりＮＥＤＯに提出する。

４．プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

（１）データマネジメントの体制の整備

　本方針に従い、自主管理データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

（２）本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認 1

　本プロジェクトの実施によって取得又は収集された研究開発データのうち、自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委

員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

1  個人情報を含む研究開発データについては、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となるが、プロジェクト参加者は、当該加工に際し、法令及びガイドライン等を十分に考慮する必要があることに留意する。また、自主管理データを管理するに当たり、不正競争防止法における保護を受けるためには、その自主管理データが、不正競争防止法上の「営業秘密」として管理されていることが必要である点に留意する。

（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

　プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成してＮＥＤＯ及び知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施

する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正してＮＥＤＯ及び知財運営委員会に提出する。

　研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

（４）本プロジェクト期間中の研究開発又は本プロジェクトの成果の事業化のための研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、又は本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

５．プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

　以下の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に（８）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、プロジェクトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

（１） 研究開発データの名称

（２） 研究開発データを取得又は収集した者

（３）　　　研究開発データの管理者

（４） データの分類（自主管理データと記載）

（５） 研究開発データの説明

（６） 研究開発データの想定利活用用途

（７） 研究開発データの取得又は収集方法

（８） 研究開発データの利活用・提供方針

（９） （他者に提供する場合）円滑な提供に向けた取組

（秘匿して自ら利活用する場合）秘匿期間、秘匿理由

（１０） リポジトリ（プロジェクト期間中、終了後）

（１１） 想定データ量

（１２） 加工方針（ファイル形式、メタデータに関する事項を含む。）

（１３）　　その他（サンプルデータやデータ提供サイトのＵＲＬ）

**【委託者指定データがある場合】**

プロジェクト申請者は、本方針に従い、プロジェクトの申請に際し、データマネジメント企画書を作成する。また、採択後は特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者は、研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。なお、データマネジメント企画書、プロジェクト参加者間でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成２９年１２月）を参考にする。

１．本方針で用いる用語の定義

（１）研究開発データ

　「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（２）委託者指定データ

　「委託者指定データ」とは、ＮＥＤＯが管理するべき研究開発データであり、ＮＥＤＯに提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

（３）自主管理データ

「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（４）非管理データ

「非管理データ」とは、委託者指定データ又は自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

２．本研究開発における研究開発データの基本的事項

（１）委託者指定データの内容

研究開発データの範囲：*例）○○実証において撮像したデータ及び関連データ*

備考：*例）（本研究開発の目的と委託者指定データとの関係など）本プロジェクトの目的の一つとして、○○実証において撮像したデータ及び関連データを取得して基盤データベースを構築することが挙げられている。当該研究開発データについては、ＮＥＤＯが取得を委託するものであるから、ＮＥＤＯに提供されるものとする。*

（２）委託者指定データの想定利活用用途 2

*例）○○探査や○○分析に関する研究開発に利活用可能と考えられる。*

（３）委託者指定データの保存･提供方針

*例１）プロジェクト終了後○年間、ＮＥＤＯが保存し、その後公開する予定である。*

*例２）当該研究開発データについては、プロジェクト終了後速やかに、独立行政法人○○に保存・公開を委託予定である。*

（４）自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得又は収集したプロジェクト参加者が管理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用又は他者に対する提供等を促進するよう努める。

３．ＮＥＤＯと受託者とが約する事項

（１）委託者指定データの提供について

受託者は、委託者指定データを、プロジェクト終了時に、２．（１）－（３）の記載に従い、指定された者に提供しなければならない。

また、プロジェクト期間中想定し得ない知見が得られた場合、当初は非管理データと位置づけていた研究開発データでも、プロジェクト期間中に当初想定し得なかった有益性を見いだされた場合等、研究開発データの中にはＮＥＤＯが管理するに資する研究開発データも含まれた場合には、ＮＥＤＯと受託者は、委託契約上必要な手続きを経て委託者指定データの範囲を変更することを検討する。

（２）委託者指定データに係る権利の帰属等について

委託者指定データについては、ＮＥＤＯが自由に利活用できるよう、ＮＥＤＯは、委託者指定データについての一切の権利を、受託者から譲り受けるものとする。また、委託者指定データについて、ノウハウの指定はしないものとする。

また、当該委託者指定データが創作性を有するデータベースである場合、受託者は、ＮＥＤＯ及び第三者による実施について、当該データベースに係る著作者人格権は行使しないことを遵守する。

　なお、委託者指定データの利活用を促進するため、ＮＥＤＯは、委託者指定データを受託者が自ら利活用することを妨げないものとする。

2 国費を投じて実施した研究開発により取得又は収集を委託した研究開発データであることに鑑み、広く一般に利活用させることを原則とする。ただし、安全保障上の理由その他ＮＥＤＯが特に必要と認める理由がある場合はこの限りでない。

（３）秘密保持について

受託者は、受託者が知り得た委託者指定データの内容を秘密として保持し、ＮＥＤＯの承諾を得ない限り、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。ただし、受託者が、当該委託者指定データが次のいずれかに該当することを立証できる場合については、この限りでない。

一　知り得た際、既に公知となっていたもの

二　知り得た際、既に自己が正当に保有していたもの

三　知り得た後、自己の責によらずに公知となったもの

四　知り得た後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

また、受託者は、自己に属する従業者等が、従業者等でなくなった後も含め、上述の秘密保持に関する義務と同様の義務を当該従業者等に遵守させなければならない。

（４）データカタログに掲載する索引情報の報告

受託者は、①委託者指定データ、②プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データについては、その索引情報（以下「メタデータ」という。）をＮＥＤＯに報告し、これをＮＥＤＯが作成したデータカタログに掲載することに同意するものとする。

（５）データマネジメント企画書の提出

　受託者は、委託者指定データについては、後述４．の内容が記載されたデータマネジメント企画書を申請時にＮＥＤＯに提出しなければならない。

（６）データマネジメントプランの提出

　受託者は、①委託者指定データ、②プロジェクト参加者以外にも提供・利活用が可能な自主管理データについては、データマネジメントプランをＮＥＤＯに提出する。

また、受託者は、③プロジェクト参加者間のみで共有・利活用可能な自主管理データ、④他のプロジェクト参加者やプロジェクト参加者以外と共有・利活用しない自主管理データについては、研究開発データの名称、研究開発データの管理者、研究開発データの説明及び秘匿する理由を記載した簡略型データマネジメントプランをＮＥＤＯに提出する。

データマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランは、特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、ＮＥＤＯに提出する。ただし、プロジェクト開始前にデータの取得又は収集を想定することが困難な場合は、データの取得又は収集の想定ができた時点で、データマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランのＮＥＤＯへの提出を行うこととする。

（７）データマネジメントプランの追加提出・修正

　受託者は、プロジェクト開始後に、想定し得なかったデータが取得又は収集される場合は、必要に応じて、研究開発プロジェクト期間中であってもデータマネジメントプラン及び簡略型データマネジメントプランを追加又は修正し、ＮＥＤＯに提出する。

（８）受託者は、データマネジメント企画書、データマネジメントプラン、簡略型データマネジメントプラン及びメタデータをＮＥＤＯが別途指定する様式によりＮＥＤＯに提出する。

４．プロジェクト申請者がデータマネジメント企画書で提案する事項

委託者指定データについて、少なくとも以下の点を提案すること。

（１） 研究開発データの名称

（２） 研究開発データを取得又は収集した者

（３）　　　研究開発データの管理者

（４） 委託者指定データ、自主管理データの分類

（５） 研究開発データの説明

（６） 研究開発データの想定利活用用途

（７） 研究開発データの取得又は収集方法

（８） 研究開発データの利活用・提供方針

（９） （他者に提供する場合）円滑な提供に向けた取組

（秘匿して自ら利活用する場合）秘匿期間、秘匿理由

（１０） リポジトリ（プロジェクト期間中、終了後）

（１１） 想定データ量

（１２） 加工方針（ファイル形式、メタデータに関する事項を含む。）

（１３）　　その他（サンプルデータやデータ提供サイトのＵＲＬ）

　なお、２．（１）、（２）について申請時により適切な指定の方法があれば、データマネジメント企画書にてＮＥＤＯに提案することができる。

５．プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

（１）データマネジメントの実施体制の整備

　本方針に従い、委託者指定データや自主管理データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供、秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

（２）本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認3

　本プロジェクトの実施によって取得又は収集された研究開発データのうち自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

（３）データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

　プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成してＮＥＤＯ及び知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正してＮＥＤＯ及び知財運営委員会に提出する。

　研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

（４）本プロジェクト期間中の研究開発又は本プロジェクトの成果の事業化のための研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、又は本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、必要な範囲で、無償又は合理的な利用料で利用許諾することを原則とする。（自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。）

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

3個人情報を含む研究開発データについては、他者に提供する場合には、本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要となるが、プロジェクト参加者は、当該加工に際し、法令及びガイドライン等を十分に考慮する必要があることに留意する。また、自主管理データを管理するに当たり、不正競争防止法における保護を受けるためには、その自主管理データが、不正競争防止法上の「営業秘密」として管理されていることが必要である点に留意する。

６．プロジェクト参加者がデータマネジメントプランに記載する事項

　４．の（１）－（１３）と同様の事項につき、本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者とよく協議を行った上で記載すること。特に４．（８）に関しては、研究開発データの円滑な提供に向けた取組として、当該研究開発データと、プロジェクトで他のプロジェクト参加者が開発したソフトウェアや他のプロジェクト参加者が取得又は収集した研究開発データと併せて利用許諾される可能性があれば記載すること。

　なお、データマネジメント企画書に２．（１）、（２）について申請時により適切な指定の方法をＮＥＤＯに提案し、これが認められた場合、データマネジメントプランにその内容を反映すること。

本方針は、平成３０年４月１日から適用する。

（改訂履歴）

平成３０年３月　　第１版

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式第１　データマネジメントプラン　兼　簡略型データマネジメントプラン　届出書（様式第１）  平成　年　月　日  データマネジメントプラン　兼　簡略型データマネジメントプラン　 届出書  国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  　理　事　長　　殿  住　　　所  名　　　称  氏　　　名　　　　　　　役職印  　　　　　年　　月　　日付け委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　　　　　」に係るデータに関して、「業務委託契約約款」第２８条の４の規定に基づき、下記のとおり届出します。  記  １．データマネジメントプラン　兼　簡略型データマネジメントプラン　　　　１部   |  |  | | --- | --- | | 契約管理番号 | ○○○○○○○○－○ |   備　考：用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４とし、左とじとすること。 |

別紙１　データマネジメントプラン　兼　簡略型データマネジメントプラン





様式第２　メタデータ　届出書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （様式第２）  平成　年　月　日  メタデータ　 届出書  国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  　理　事　長　　殿  住　　　所  名　　　称  氏　　　名　　　　　　　役職印  　　　　　年　　月　　日付け委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　　　　　」に係るデータに関して、「業務委託契約約款」第２８条の４の規定に基づき、下記のとおり届出します。  記  １．メタデータ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部   |  |  | | --- | --- | | 契約管理番号 | ○○○○○○○○－○ |   備　考：用紙の寸法は、日本工業規格Ａ列４とし、左とじとすること。 |

別紙２　メタデータ



別紙３　データマネジメント企画書



契約に係る情報の公表について

別添9

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

　これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

　なお、案件への応札、又は応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること、又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④　一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月中に締結した契約については原則として93日以内）

（参考資料1）

追跡調査・評価の概要

本資料では、NEDOで実施している追跡調査・評価の概要を記載しています。NEDOでは、NEDOプロジェクトで得られた成果の活用状況や社会的・経済的裨益の把握、及びNEDOの業務運営改善等を目的として、終了したNEDOプロジェクトを対象に追跡調査・評価を実施しております。本調査・評価への協力については、契約約款もしくは交付規程の協力事項及び存続条項に記載されております。

　追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願いいたします。

|  |
| --- |
| 追跡調査・評価に関する問い合わせ先 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）  評価部  　　　　　　　ＴＥＬ：０４４－５２０－５１６１  　　　　　　　ＦＡＸ：０４４－５２０－５１６２ |

**追跡調査・評価の進め方**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 終了翌年度  **終了直後調査** | **研究開発の進捗状況及びNEDOプロジェクト実施時のマネジメントに関するアンケート調査**  1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別）  2) プロジェクト実施の成果及び効果（成果達成度、製品化・上市予定等）  3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後のマネジメント |  |
|  | |  |
| 2, 4, 6年後  **簡易追跡調査** | **プロジェクト終了後の研究開発進捗状況に関するアンケート調査**  1) 研究開発の段階（研究、開発、製品化、上市、中止、中断の別）  2) プロジェクト実施の効果（売上、波及効果等） |  |
|  | |  |
| 終了翌年度  2, 4, 6年後  **詳細追跡調査※企業のみを対象** | **終了直後調査及び簡易追跡調査の結果、**  **新たに「製品化・上市段階に至った企業」、「中断・中止した企業」を対象にした詳細調査（アンケート、必要に応じてヒアリング）**  1) 成果の詳細な把握（製品化・上市事例、派生技術、標準化等）  2) 製品化・上市、中止、中断に至った経緯  3) プロジェクト参加時、期間中、終了直後、終了後のマネジメント |  |
|  | |  |
| **追跡評価** | **NEDOプロジェクトの効果や改善点の評価**  方法：研究評価委員会及び分科会における評価  観点：1) 国民への説明責任の履行  　　　2) NEDO業務運営の改善  　　　3) 技術開発戦略への反映 |  |
|  | |  |
| **【調査期間】**  プロジェクト終了後、**原則5年後までの状況を調査（6年間の調査）**。  プロジェクトによっては、**6年を超える状況を調査させていただく場合がございます**。  **【調査対象】**   * + - 1. **NEDOからの資金を得てプロジェクトに参加した機関**（委託先、助成先、再委託先等）です。また、当該機関が複数の機関等によって構成されている場合（技術研究組合等）は、各構成機関も調査対象となります。       2. プロジェクト終了前に実施体制から外れた機関についても、原則、調査対象となります。       3. 調査対象機関が保有する**プロジェクトの成果が第三者に承継された場合（法人間の合併、事業承継等）は、承継先機関が調査対象**となります。 | |  |

「追跡調査・評価」に関する補足事項

Q. 追跡調査・評価とは何ですか

A. NEDOプロジェクト開発成果のその後を把握するため、プロジェクト実施者に対し、プロジェクト終了後5年後までの動向（調査は6年間）についてアンケートやヒアリングを実施しており、これを追跡調査と呼んでいます。実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。

Q. どのプロジェクトが対象なのですか

A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際実証事業や導入普及事業は除きます。

　なお、研究開発プロジェクトの実施者であっても、以下に該当する機関は調査対象外となります。

①　研究開発要素の少ないもの、例えばLCA評価や市場調査等を実施した機関

②　外注先や請負先等

③  NEDOが研究開発の委託や助成を行っていない機関（委員会委員が所属する機関、サンプル提供先の機関、助言等による研究協力を行った機関等）

Q. 何のためにやるのですか

A. NEDOプロジェクトは国民の税金で賄われていますので、NEDOプロジェクトが及ぼした経済的・社会的効果等を把握し、国民の皆様に説明する責任があります。また、NEDOの技術開発マネジメントの改善や技術開発戦略への反映も目的として実施しています。

Q. 具体的に何をすればよいのですか

A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をご連絡下さい。プロジェクト終了後1、2、4、6年目に追跡調査担当者宛にメールにてアンケート調査の依頼を行います。アンケートへの回答はWeb上で行っていただきますので、御回答願います。  
また、製品化を達成した場合や事業を中止・中断した場合には、その状況や要因を確認させていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。